

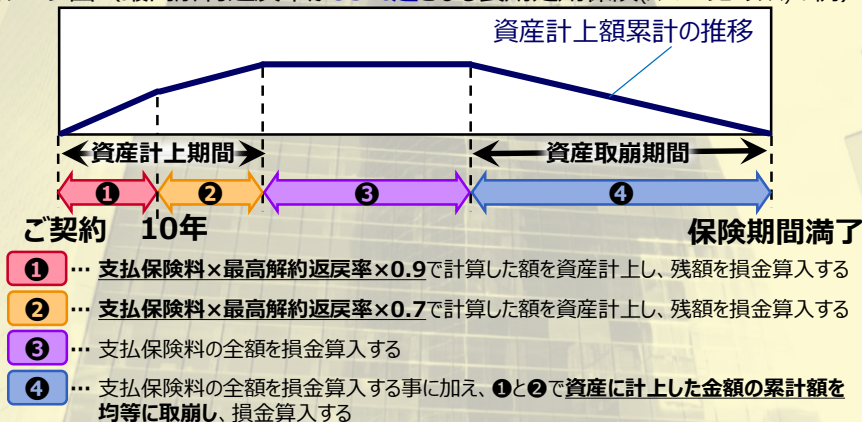
2019年7月の法人税基本通達の改正以降に、法人がご加入された生命保険に関する税務の取扱いは、従来以上に、**複雑なルールとなっています。**

※『ご参考「法基通9-3-5」、「法基通9-3-5の2」の主な内容』を参照。

例えば、最高解約返戻率が50%超*となる長期定期保険(スーパーフェニックス)の支払保険料の税務取扱は、**ご契約後の経過期間により、経理処理の方法が異なる等**、注意が必要です。

* 最高解約返戻率**85%超**の場合は、最高解約返戻率を用いて資産計上額を算定する等についても、注意が必要です。

イメージ図 (最高解約返戻率が**85%超**となる長期定期保険(スーパーフェニックス)の例)



上記の経理処理の方法が、**どのタイミングで変わるのか**についても、注意が必要です。

※『ご参考「法基通9-3-5」、「法基通9-3-5の2」の主な内容』を参照。



お客様

決算書類作成のために、直近事業年度の支払保険料等の**具体的な仕訳**を**書面**で欲しい

そこで、

ニッセイ法人ずっともっとサービス(法人インターネットサービス) 「経理処理情報照会」をご活用ください！

※「経理処理情報照会」をご利用いただくためには、お客様ご自身で「法人ずっともっとサービス」にお申込みいただき、決算月をご登録いただく必要があります。
「法人ずっともっとサービス」の申込方法等は、担当者にお問合せください。

—イメージ—



ご契約ごとに、直近事業年度内の支払保険料等の**具体的な「仕訳」**をお客様ご自身で、画面確認・プリントアウトができます。

※「経理処理情報照会」のサポート内容については、裏面をご参照ください。

なお、**保険金・給付金等受取、払済保険への変更等の仕訳(一部のご契約・お取引を除く)**につきましては、別途担当者へご相談ください。

※上記の各画面・ご案内等に記載の経理処理方法およびその数値は、当社が税制・関係法令等をベースに計算し、例示しております。個別の税務取扱等は(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

ご参考 「法基通9-3-5」、「法基通9-3-5の2」の主な内容 ※以下、当該通達の内容(の一部)を簡略化して表示したものであり、その他の取扱もあります。詳細については、「日本生命 保険税務のしおり」等をご確認ください。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額		資産取崩期間
		資産計上額		(資産計上期間で資産に計上した金額の累計額を均等に取崩し、損金算入)
50%以下		全期間にわたり、資産計上不要(支払保険料全額を損金算入)		
50%超70%以下	保険期間開始から当初4割相当期間まで	支払保険料×0.4(残額を損金算入)		保険期間の当初7.5割相当期間経過後から保険期間満了日まで
70%超85%以下		支払保険料×0.6(残額を損金算入)		
85%超	I: 保険期間開始から最高解約返戻率となる期間(保険年度)まで II: Iの期間経過後において、年換算保険料相当額に対する解約払戻金の年間増加割合が7割を超える期間があれば、保険期間開始からその期間まで III: IまたはIIの期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間10年未満の場合は、保険期間の1/2期間)	● 契約日から10年間: 支払保険料×最高解約返戻率×0.9(残額を損金算入) ● 契約日から11年目以降: 支払保険料×最高解約返戻率×0.7(残額を損金算入)		解約払戻金額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間満了日まで ただし、IIIの場合、資産計上期間の経過後から保険期間満了日まで

※「最高解約返戻率」とは、保険期間中の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。
 ※「年換算保険料相当額」とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいいます。
 ※「年換算保険料相当額に対する解約払戻金の年間増加割合」は、次の算式にて計算します。(当年度の解約払戻金相当額 - 前年度の解約払戻金相当額) ÷ 年換算保険料相当額
 ※実際の経理処理に際しては、各期間について年末満の端数が生じる場合、月単位で経理処理してください。なお、資産計上期間については月末満の端数を切捨て、資産取崩期間については月末満の端数を切上げてください。

裏面もご覧ください

具体的な「仕訳」のイメージ（最高解約返戻率が85%超となる長期定期保険(スーパーフェニックス)の設例）

資産計上期間での具体的な仕訳は？

① 支払保険料×最高解約返戻率×0.9で計算した額を資産計上し、残額を損金算入する。

例えば、保険期間開始から5年経過時点の保険料支払時 *1 16.2万円 = 20万円×90%×0.9

借方		貸方	
前払保険料	162,000円*1	当座預金	200,000円
定期保険料	38,000円		

② 支払保険料×最高解約返戻率×0.7で計算した額を資産計上し、残額を損金算入する。

例えば、保険期間開始から15年経過時点の保険料支払時 *2 12.6万円 = 20万円×90%×0.7

借方		貸方	
前払保険料	126,000円*2	当座預金	200,000円
定期保険料	74,000円		

資産計上期間と資産取崩期間との間の期間の具体的な仕訳は？

③ 支払保険料を全額損金算入する。

例えば、保険期間開始から25年経過時点の保険料支払時

借方		貸方	
定期保険料	200,000円	当座預金	200,000円

資産取崩期間での具体的な仕訳は？

④ 支払保険料の全額を損金算入する事に加え、資産計上期間に資産に計上した金額の累計額を均等に取崩し、損金算入する。

例えば、保険期間開始から41年経過時点の保険料支払時

<月払保険料について>

借方		貸方	
定期保険料	200,000円	当座預金	200,000円

<前払保険料の取崩しについて>

借方		貸方	
定期保険料	96,000円	前払保険料	96,000円*3

*3 9.6万円 = (16.2万円×12ヵ月×10年 + 12.6万円×12ヵ月×10年) ÷ 30年 ÷ 12ヵ月

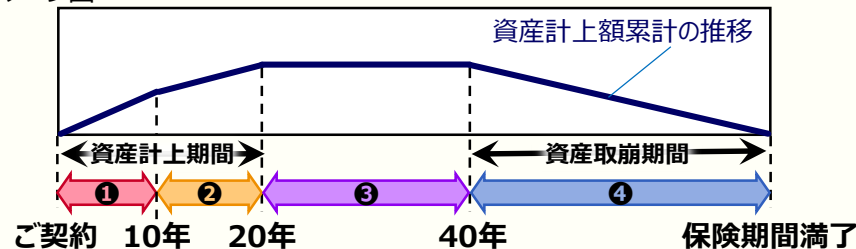
※設例に記載の保険料等の数値は、経理処理の仕組みをご理解いただくために仮置きした数値であり、実際の数値とは異なります。

税務の取扱い等については、2021年12月時点の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。経理処理の詳細については「日本生命 保険税務のしおり」等をご参照ください。詳しいご検討にあたっては、ご提案書等に記載の「法人向け保険商品のご加入に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。(登)日本21-5601,22/1/6,代理店営業本部

<設例の前提>

- 契約者・死亡保険金受取人：法人 ● 被保険者：役員・従業員 ● 保険期間：70年
- 最高解約返戻率：90%(20年目に到達) ● 解約払戻金の増加割合が7割を超える期間：19年目まで
- 解約払戻金額が最も高くなる年度：40年目 ● 月払保険料：20万円

イメージ図



「経理処理情報照会」のサポート内容について、主にご留意いただきたいポイント

※詳しくはニッセイ担当者にお問合せください

1. サポート対象外の経理処理について

生存給付金付定期保険(特約)付加契約、計算期間中の保険料変更が複数回行われた場合 等

※なお、**保金手続等**(保険金・給付金等受取、払済保険への変更等)の仕訳(一部のご契約・お取引きを除く)につきましては、別途担当者へご相談ください。

2. 情報が更新される時期(帳票を出力していただくタイミング)について

1年度につき1回、お客様にご登録いただいた**決算月***の翌月(10日頃)に、**経理処理情報は更新**されます。 *毎年の本決算月に加え、四半期決算月についてもご登録いただけます。

3. その他

契約内容変更や契約者変更等の諸手続により、実際の経理処理時の数値と異なる場合があります。

また、お手続き等により保険料または解約払戻金額に変動があった場合は、最高解約返戻率等を再計算していますので、経理処理を行う際にご注意ください。

(例えば、月払から年払への変更により、最高解約返戻率が変更される場合には、変更後の保険料及び解約払戻金額で、システム上再計算してご案内しています。)

その他の留意点もございますので、「**経理処理情報照会**」に表示される**注意書き**等もご参照ください。